レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　総資産の圧縮又は増加の抑制 ハ　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による農林債の発行又は預金若しくは定期積金の受入れの禁止又は抑制 ニ　一部の事務所における業務の縮小 ホ　一部の従たる事務所の廃止 ヘ　子会社等の業務の縮小 ト　子会社等の株式又は持分の処分 チ　法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 リ　その他農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める措置
レバレッジ第二区分の二	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
レバレッジ第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	業務の全部又は一部の停止の命令

3　第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（以下「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する単体資本バッファー比率及び第八項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

3　第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（以下「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する単体資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。